「越境する原子力災害対策／原子力規制行政を求める住民ネット・富山」
2012. 6. 21

『原子力災害対策』情報 No. 6

略称〈越境〉ネット・富山
代表　埴野謙二
〒930-0856
富山市牛島新町6-1-905
Tel. 076-441-7843
Fax. 076-444-6093

・「 私・たちのパブリックコミットメント」のねらい
・「暫定」でおおわれるのか？日本列島！

国会の事故調査委員会の「結論」も、「原災法」の改定も、「原子力規制庁」の成立すら待たずに、大飯原発の再稼働を決めた中央政府――「国民生活を守るため」という危険なマジックワードを振りかざし、なりふり構わぬそのやり方は、残念なことに、原子力災害対策／原子力規制行政が、現状ではほとんど機能していないことを露呈させた。

しかし、ひるんではいられない。私・たちは、「私・たちのパブリックコミットメント」を通して、「越境ネット」の名にふさわしく、自治体に、これまでの思考の枠、行動の枠を越境した原子力災害対策／原子力規制行政の在り方を、ねばり強く求めていく。それが、中央政府から自立して、地方自治体が地域自治体へと変貌を遂げる道筋になると確信している。

フォーカス
「私・たちのパブリックコミットメント」のねらい

「私・たちのパブリックコミットメントNo.2」　：　県への質問

【2012年5月7日　提出　―　5月31日　回答】

1　貴県は、原子力規制／原子力災害対策における自治体の役割について、どのように認識して／考えて　いますか？

1―a　貴県は、自らを「志賀原発」の「隣接」自治体として認識しているようですが、原発にかかわる自治体のカテゴリーを、どのように考えていますか。――註1

1―b　「隣接」自治体として、これまで原発をめぐって、どのようなスタンスをとってきたと認識していますか。

1―c　県内諸地域の「志賀原発」との「隣接」性についての濃淡を、どのように認識していますか。――註2

1―d　「隣接」自治体の原子力規制上の「責務」を、どのように認識していますか。また、その「責務」を果たす上で、自治体としてどのような「行政手段」によって、その役割を担うべきであると認識していますか。――註3

1－e　「3・11」以後、「脱原発依存」という方向性が避けがたい趨勢となっていますが、（エネルギー政策上の問題としてではなく）原子力規制／原子力災害対策において、どのようにそのことをいかすことが必要であると考えていますか。

1－f　「隣接自治体」として、「地域防災計画」に「隣接」性をどのようにいかすべきだと考えていますか。

2　貴県は、「３・11」の「教訓」にたった「計画」設計の枠組(コンセプト)みを、どのように認識して／考えていますか？

2―a　「計画」策定・点検への住民参加のあり方について、どのように考えていますか。――註4

2―b　「災害・事故」想定について、どのように認識していますか。

2―c　災害の複合性についての「地域防災計画」上の（各対策間の）スリアワセについて、どのように認識していますか。――註5

2―d　「計画」のカバーすべき時間の幅を、どのように考えていますか。

2―e　「計画」策定における近隣自治体／県内基礎自治体との協議／調整の必要性について、どのように認識していますか。

2―f　「計画」実行組織のプラットホーム化の可能性について、どのように考えていますか。――註6

2―g　「計画」実施における「政治的判断」の不可避性のポイントを、「計画」策定において、どのように考慮すべきであると、考えていますか。――註7

註1　「隣接」ということは、単に「立地自治体」の「隣り」ということにつきるのか？氷見市が「ＵＰＺ」に属しているということを含みこんだカテゴリーとして、「隣接」が適切であるのか?

註2　「隣接」性をいわゆる同心円的なレベルで捉えることをこえて、例えば気象条件・地理的条件・事故に際しての対応の制約などのファクターを含むレベルで、県内諸地域の「隣接」性の相対的差異を捉えないでよいのか？

註3　仮に「隣接」ということを狭義に考えるとしても、ひとつには中央政府の原子力規制のあり方を補完する役割があるのではないか。いわんや広義に考えるなら、なおさらのことではないか?　また、ひとつには当該の原子力事業者に対して、深いレベルでの原子力規制にかかわる問いかけ、交渉を行う役割があるのではないか？――それが「安全協定」／事業者の「防災業務計画」への介入ということではないか？　さらに住民の「安心、安全」のために「安全協定」とは別に、たとえば「安全条例などを創出する役割があるのではないか？

註4　昨年の「防災指針」の「改定」や、この間の「災害対策基本法」の「改正」案でふれられている、当事者地域住民／自治体の関与の必要性を、どう受け止めているのか？

註5　各対策編間のスリアワセのポイントは、どこにあるのか？／どのようなものとしてなのか？スリアワセは、どのようなプロセスで行われる／行われていくのか？　スリアワセのための特別な手だては必要ないのか？

註6　「福島原発事故」におけるツリー状組織体系――とりわけ、「情報」をめぐる伝達／取得におけるツリー状組織の問題点を、どのように認識しているか？　同様に、今回の「事故」とかかわって、いわゆる「ソーシャルメディア」／「ソーシャルネットワーク」の果たした役割をどのように認識しているのか？　そういったことを生かすための組織のあり方を、どのように考えているか？

註7　今回の「福島原発事故」において、「計画」の実行上の最も大きな支障／トラブルは、どこにあったと認識しているか？　現在も存在している「福島第一原発」の近接自治体の長の中央政府への不信／批判のありどころを、どのように認識しているか？　「事故」時点でのそれら自治体の長の「政治的決断」をどのように捉えているのか？　さらに、今後の地域防災計画の策定において、そのような意味での自治体の長の「政治的判断」をどのように位置付けていくのか。

●「 私・たちのパブリックコミットメント」のねらい

1. あらためて明らかにする――「私・たちのパブリックコミットメント」のねらいとは

すでに県は、防災会議等で、地域防災計画策定の過程でパブリックコメントを求めるとしている。しかし、それは、既存の行政手法の一つでしかない。原子力安全委員会の防災指針検討ワーキンググループは、昨年11月に示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の中で「地域防災計画等を立案する際に、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、その決定プロセスへの参加を確保することが重要である」と述べているが、県はそのような枠組みすら構築しないままに、地域防災計画（原子力災害対策編）の策定を進めようとしている。

しかし、「3・11」を踏まえて地域防災計画を策定するということは、私・たちの現在及び未来にとって、極めて重要な営みであるはずだ。私・たちは、県のパブリックコメントに「私・たちのパブリックコミットメント」を対置する。「コミットメント」という言葉には、「富山の未来形成への積極的な踏み込み」という意味を込めている。

「3・11」は、私・たちに、これまでの人間の営みや社会のあり方を、もう一度根本から問い直すことを求めている。その一環として、これまでの原子力災害対策／原子力規制もまた、根本から問われねばならない。その意味では、私・たちの主張や論点が、防災会議等の論議の枠組みを超えるのは、当然なのである。私・たちは、今後も、県や県内自治体の地域防災計画策定に対し、大胆に介入し、大胆に論点を提起していきたい。

原子力災害対策／原子力規制についての論議の枠を越境して、この富山を、中央政府統制下の「地方自治体」から、中央政府を相対化し自立した「地域自治体」へと越境するよう促すこと―――これこそが、「私・たちのパブリックコミットメント」の大きなねらいである。

2. あらためてふり返る――「私・たちのパブリックコミットメントNo.1・No.2」を通して見えてきたこと

No.1では、地域防災計画立案の「前提」について、No.2では、計画設計の「枠組み」について主に尋ねた。

No.1では、「3・11」を踏まえた今回の原子力安全委員会の防災指針見直しのポイントは、「EAL」（＝緊急時対応レベル）・「OIL」（＝運用上の介入レベル）という、中央政府の指示を待たずに「立地」・「隣接」自治体が判断して避難を開始するシステムの導入であり、それをどのように県の「地域防災計画」に位置付けていくかが重要になるという回答を、得た。いずれ法制化がなされ、「EAL」は原子力事業者が設定することになっており、「原子力事業者防災業務計画」に盛り込まれることになる。「原災法」が改定されれば、富山県も「隣接県」として「原子力事業者防災業務計画」の改定協議に参加できる見通しであることを、県は認めた。ということは、今後県は、その協議の場で事業者が策定する「EAL」を始めとする「防災業務計画」の妥当性について問題にできることになる。現在、氷見市と共に進めている「安全協定」締結のための協議の場と合わせると、いわば二つのルートを通じて「原子力事業者防災業務計画」と県が

策定する地域防災計画とのすり合わせを問題にしていくことが可能になる。このように二つのルートから、原子力事業者に対して「介入」できるのだから、県は、積極的にそれを生かすことが必要なのではないか。

No.2では、「隣接」自治体の役割・責務について問うた。県は、「隣接」自治体として、「立地」自治体とさらなる連携強化を図り、一致して原子力防災に取り組む旨を私・たちに説明した。しかし、「隣接」性の発揮の仕方は、「連携」にとどまらない。「隣接」自治体には、もっと固有の責務があるのではないか。

一つには、中央政府に対して、原子力規制に関わる問いかけ、意見表明、交渉を、積極的に行うこと。もう一つには、No.1でも確認したことだが、「隣接」自治体独自の「安全協定」の締結及び事業者の「防災業務計画」への積極的な介入である。さらに、それらの原子力災害対策／原子力規制の実効性を担保することが必要となれば、かつて公害対策として公害防止協定があり、その実効性を担保するため公害防止条例も列島各地で創出されたように、「安全条例」を創出することも、「隣接」自治体の役割ではないか――これらのことを、提案した。

その他No.2では、「3・11」の「教訓」の生かしかたとして、県は、原子力災害の想定を、最低でも福島第1原発事故と同規模の放射性物質の放出があることを前提にすると明言した。さらに、今後は、原子力災害単独でなく、複合災害を常に想定することを検討しているとのことである。そのような複合性の上に立って、他の災害対策を含む全体をどう包括的にまとめ、個別に立てられた災害対策間をどう横断的に捉え、明示していくのか――これが大変重要な課題になるということだった。

これまでの「パブリックコミットメント」を通して、私・たちには、総じて県の姿勢が、「あなた方からの提案は、基本的にはすべて中央政府の法整備が整い、行政として取り組める条件が整った際に取り組むべき課題、あるいは検討すべき課題となります」と述べることに終始しているように見える。とはいえ、県内の基礎自治体との協議の場をつくること、「立地」自治体とのさらなる「連携」を進めること、複合災害を前提にした原子力災害を想定することといった点に、積極的な姿勢が感じられないわけではない。しかし、「隣接」自治体であることの役割・責務をどこまで深く自覚しているかについては、今後も県の動きを注視していかねばならない。

3. あらたに打ち出す――今後の方向性について

「私・たちのパブリックコミットメント」は、今後、「3・11」の「教訓」をどれだけ深く踏まえて地域防災計画を策定しようとしているのかを、県及び県内各基礎自治体に尋ねて行くことを予定している。

まず、県及び県内各基礎自治体にアンケート調査を実施する。福島原発事故の被災自治体の行政の事故対応をどのように「教訓」化して、同様のことが起こった場合、行政としてどのように対応することを検討しているのか――この問いを全体のコンセプトとする問題群を作り、県と県内15の基礎自治体に、アンケート調査を行う。「隣接」性についての各自治体の認識の違いが、浮き彫りになればと思う。

さらに、今夏には、各自治体の「地域防災計画」の策定担当者のもとを、直接訪ねることも視野に入れている。先のアンケート結果を踏まえて、その自治体のありようへの疑問や質問を、提案や要望として、直接、その自治体の担当者に投げかけることを試みる。

直に各自治体の担当者に会いに出かけることは、私・たちにとって、小さな越境の試みである。しかし、その小さな試みによって、各自治体の勇気ある大胆な越境を促していきたい。

IN/OUT

「暫定」でおおわれるのか？日本列島！

6月16日、政府は、関西電力大飯原発3，4号機の再稼働を決定した。それに先立つ6月８日に発表された野田首相による、再稼働容認の声明は、あまりにも空虚な、空々しいものだった。

いうまでもなく福島第1原発の「事故」調査は継続中であり、国会事故調査委員会の「報告」も出されていない。本来なら「事故」調査結果をきちんと分析して、定められるべき原発の安全基準や安全対策の基本方針は、すべて「暫定」のままだ。声明の中で、ひたすら首相としての「政治責任」を繰り返しても、福島の「事故」についての責任を、誰一人とろうとしていない今、そのことばにはどれほどの重みもない。声明の内容全体がまるで「他人事」なのだ。

何より象徴的なのは、「大飯を動かしても、福島のような事故は起こしません」とさらりと言ってのけたことだ。この「福島のような」という表現は、極めて曖昧であり、かつ、何通りかの意味を含んでいる。一つには、ごく単純に福島事故と全く同一の規模と被害を仮定するものとして、もう一つには、「事故」を単なる過去の出来事のごとく扱うものとして、さらには「事故」そのものを限定的な事象に押し込めるものとして。この声明では、ごく単純に一つ目の意味で用いたように見せかけながら、他の2つの意味も意図的に残している。このとてつもない「事故」をすでに終わったものとし、矮小化することなど許されるはずがない。

首相声明が出される約5ヶ月前の1月20日、国会事故調査委員会の場で、福島原発立地自治体の一つである双葉町の井戸川克隆町長はこういった趣旨の証言をしている。「政府・電力会社が本来早急に、住民に対して出さなければならない情報を出さなかったことで、私たち住民が被曝させられたことは、国の国民に対する保護責任の放棄であります。私たちはすべてを失いました。この苦しさ、悔しさは測る物差しがありません。国は責任の全容を明らかにしなければなりません。」

彼は、中央政府だけでなく、この列島に生きるすべての者に問うている。「この『事故』で自分たちは日本という国から見捨てられた存在となった。今また原発の再稼働を、見切り発車すれば、さらに多くの人々が見捨てられる。そして、自分たち福島の住民は、もう一度国に捨てられるのだ。あなたたちは、私たちをいったいどうするのか」と。

むろんこの問いかけは双葉町長一人からのものではない。この「事故」による「被害」を受けたすべての人が発する問いとしてある。

だとすれば今、「原子力防災」なり、「防災計画」なりを問題にすることは、徹底して、この「事故」のありようから目を離さず、「被害」を受けている人々のことばの一つ一つをていねいに拾い上げながら、「防災計画」のコンセプトを組み立てていく以外に、あり得ないはずだ。

「福島のような事故」ということばですませてしまうことを認めていけば、脱・反原発という立場に身を置こうとする者たちも、「事故」の矮小化に手を貸してしまうことになりかねない。

今この国は、「暫定的なるもの」におおわれているかのようだ。いわく「暫定的な安全基準」、いわく「暫定的な原発再稼働」、「暫定的な避難計画」、「暫定的な社会保障」等々。

そして、今も「事故」は、膨張し、変容し続けている。私・たちはそのありようから決して目を離さず、「被害」に苦しむ人々の声を聞き続けよう。そこが常に出発点だ。

新聞切り抜き帖
富山・石川県内自治体／議会情報

訓練で課題実感

志賀原発事故想定

北陸電力志賀原発（石川県志賀町）の三十キロ圏の住民避難を伴って九日に実施された石川、富山両県合同の原子力防災訓練。住民千百人による避難訓練は参加九市町のうち七市町が初参加で、新たな懸案が浮かび上がった。事故時の孤立化が懸念される奥能登への対応や放射線量を測るスクリーニングにも現行方針の改善を求める声が出た。＝❶面参照

市町職員が体験談

個々行動で渋滞■崖崩れ■悪天候の足■高齢化

石川県内から避難訓練に参加した住民千人のうち、大多数は約三十台のバスを利用し、大きなトラブルもなく避難を終えた。だが、同行した各市町の職員は住民を守る重責を意識し、少なくない懸念が頭をよぎった。

「バスの代わりに個人の車で避難すると、渋滞する可能性が高い」と宝達志水町財政課の坂井賢さん。七尾市福祉課の北山達朗さんは「今回は予約してバスを確保できたが、実際に事故があった時はバスをすぐに準備できるのかと指摘する。

輪島市門前総合支所の上岡克彦さんが心配したのは「崖崩れの危険性」。山間部の多い能登地方は斜面に面した細い道路があり、避難路が遮断される可能性が高いためだ。

一方、志賀町福浦港の住民はバスでなく船舶避難を予定したものの、天候不順のため中止を余儀なくされた。

避難の「足」を失えば被ばくのリスクは格段に高まるだけに、引率した町職員の男性は「移動手段の選択がくしくも課題として浮き彫りになった」と指摘した。

移動途中に課題を実感したのは穴水町税務課の堀岡徳博さんだ。

バスに同乗した住民はお年寄りが多かったため、「車内で身分証明になる住民登録証を書いてもらうのに丁寧な説明が必要で大変だった」と振り返る。

高齢化に直面している能登では、お年寄りの避難対策は不可欠との認識が強い。中能登町住民福祉課の加賀忠夫さんは「早急な避難には自家用車が良いが高齢者や障害のある人は行政が用意したバスが必要になるので難しい面がある」と話した。

（網信明、松本浩司）

ニュースあと2012まま

避難訓練の参加市町の職員が語る課題

輪島市	避難時の崖崩れを懸念する
穴水町	高齢者が多く、書類記入の説明が大変
志賀町	海路避難が中止、交通手段の選択が課題に
七尾市	実際にバスを準備できるか
中能登町	高齢者や障害者はバスの確保が必要
羽咋市	バスの同乗職員は一人のみ。誘導が大変だった
宝達志水町	自家用車の避難は渋滞も。市街地は駐車場が狭い
かほく市	（コメントなし）
氷見市	迅速な避難のため情報伝達能力の充実を

老人ホームの高齢者避難を想定した訓練＝9日午前、富山県氷見市で

富山「手探り」

放射能拡散予測なし

原発三十キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）に入るのに伴い、訓練に加わった富山県と同県氷見、高岡両市。だが、富山県は「拡散予測データがない」と指摘する。

お年寄りら「災害時要援護者」の避難も重要だ。大勢が車で一斉に避難すると交通渋滞が発生する恐れがある。

氷見市の特別養護老人ホーム「つまま園」は、職員四人を要介護者に見立てて避難訓練に参加したが、中田拓施設長（五一）は「施設の車で百人近いお年寄りを一度に避難させるのは難しい」と打ち明ける。

白井隆一知事は記者団に「訓練で出た課題を国に伝え、方針と対策を明確にするよう求める」と話した。

（相馬敬、西山輝一）

原発三十キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）に入るのに伴い、訓練に加わった富山県と同県氷見、高岡両市。だが、富山県は「拡散予測データがない」と指摘する。

お年寄りら「災害時要援護者」の避難も重要だ。大勢が車で一斉に避難すると交通渋滞が発生する恐れがある。

氷見市の特別養護老人ホーム「つまま園」は、職員四人を要介護者に見立てて避難訓練に参加したが、中田拓施設長（五一）は「施設の車で百人近いお年寄りを一度に避難させるのは難しい」と打ち明ける。

白井隆一知事は記者団に「訓練で出た課題を国に伝え、方針と対策を明確にするよう求める」と話した。

（相馬敬、西山輝一）

「暫定」的訓練に意味があった?!

事故の被災シミュレーションもせず、状況把握のためのSPEEDIの情報もなし。とりあえずの想定をもとに行われた「暫定」的避難訓練は、それでも大きく報道された。

避難先の選定は、とりあえず30kmの外側で、手間のかからないところへ。

ところが、船での避難は「想定外」の悪天候で中止。さらに、県境を越えての避難は、想定されてすらいなかった。

こんな「とりあえず」ばかりの訓練で、どんな成果が得られたというのか。冗談じゃない。